

地方卸売市場名古屋花き業務規程

目 次

第1章 総 則	第1条～第6条
第2章 市場関係事業者	
第1節 卸売業者	第7条～第9条
第2節 買受人	第10条～第13条
第3章 売買取引及び決済の方法	第14条～第26条
第4章 卸売等の業務に関する品質管理	第27条
第5章 管 理	第28条～第29条
第6章 雑 則	第30条～第31条

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 株式会社名古屋花きが開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 市場の名称及び位置は次のとおりとする。

- 1 名 称 地方卸売市場名古屋花き
- 2 位 置 愛知県名古屋市中区松原二丁目928番

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、花き及びその加工品並びに関連物品（以下「花き等」という。）とする。

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

(1) 日・木曜日

(2) 12月30日から1月4日まで

- 2 市場は前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前2時から午前12時までとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。

- 2 取引の時間は、開場時間内とする。

(臨時休業等の通知)

第6条 開設者は、臨時に休場し若しくは臨時に開場しようとするとき、又は開場している時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨をインターネットや場内掲示等適切な方法に

より公表する。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の定員等)

第7条 市場における第3条の規定による取扱品目の卸売業務は、開設者自ら行うものとする。

(受託物品の即日販売の原則)

第8条 卸売業者は、上場可能な時刻までに受領した花き等については、特別な場合を除くほか、その日に、これを上場しなければならない。

(事業の報告)

第9条 卸売業者は、毎事業年度終了後90日以内に、事業報告書を作成し、開設者に提出しなければならない。

2 事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があった場合には、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、インターネットや事務所における備置きその他適切な方法で閲覧させること

- (1) 卸売業者に対し販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からの閲覧の申出。
- (2) 安定的な決済を確保する観点から卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づく閲覧の申出。
- (3) 同一の者から短期間に繰り返しの閲覧の申出。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第10条 卸売業者から卸売を受けようとする者(以下「買受人」という。)は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、住所及び業務略歴
- (2) 法人の場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 卸売を受けようとする買受見込み額
- (4) その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(名称変更等の届出)

第11条 前条第1項の承認を受けた買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 法人の場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき。
- (3) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第12条 開設者は、買受人が第10条第3項に該当することとなった場合は、その承認を取消しするものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき。
- (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき。
- (4) 正当な理由がなく引続き3月以上休業したとき。

(買受人保証金)

第13条 卸売業者は買受人から商品取引に関する保証金の預託を受けることができる。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第14条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第15条 卸売業者は、卸売市場において行う花き等の卸売については、せり売若しくは入札又は相対による取引（卸売業者と卸売の相手方が、個別に行う売買取引（電子情報処理組織を使用する取引方法並びにその他の情報通信の技術を利用する取引方法を含む。）をいう。以下「相対取引」という。）の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次の各号に掲げる場合で、開設者が指示したときは、第1項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 市場における花き等の入荷量が一時的に著しく減少した場合。
- (2) 市場における花き等の需要が一時的に著しく増加した場合。

3 卸売業者は、次の各号に掲げる場合であって、開設者がせり売若しくは入札の方法により卸売をすることが著しく不当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合。
- (2) 入荷が遅延した場合。
- (3) 卸売の相手方が少数である場合。
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合。
- (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(差別的取扱いの禁止)

第16条 開設者は、市場の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人等の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売物品の引取り)

第17条 卸売業者は、卸売をした物品について買受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない

- 2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引取らなければならない。
- 3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売することができる。
- 4 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引（「いわゆる定価売」を含む。以下同じ。）に係る価格に消費税額及び地方消費税額を乗じた金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が、第1項の買受人等に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人等に請求することができる。

(売買取引の制限)

第18条 開設者は、市場における売買取引について、取引参加者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市場における売買取引に参加することを差止めることができる。

- (1) 売買取引について不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき。
- (3) 保管の費用又は損失金の支払いを怠ったとき。

(卸売業者による取引結果等の報告)

第19条 卸売業者は、毎開場日、その日卸売をした花き等について次に掲げる事項を開設者に報告しなければならない。

- (1) 主要な品目の卸売予定数量
- (2) 主要な品目の卸売の数量及び価格

2 卸売業者は、毎月、前月中に卸売をした花き等について次に掲げる事項を開設者に報告しなければならない。

主要な品目の卸売の数量及び価格

(開設者による取引結果等の公表)

第20条 開設者は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売をした花き等について次に掲げる事項をインターネットや場内掲示等適切な方法で公表しなければならない。

- (1) 主要な品目の卸売の予定数量
- (2) 主要な品目の卸売の数量及び価格

(卸売業者による取引結果等の公表)

第21条 卸売業者は、以下の売買取引の結果等について、インターネットや場内掲示等適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の

前月の奨励金等の種類ごとの交付額

(売買取引の条件の公表)

第22条 卸売業者は、以下の売買取引の条件をインターネットや場内掲示等適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引き渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等の種類、内容、額（交付の基準を含む）

(仕切及び送金)

第23条 卸売業者は受託物品を卸売したときは、委託者に対し速やかに当該卸売をした花き等の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に消費税額及び地方消費税額を乗じた金額、控除すべき第25条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付する。委託者に対して毎月月末に締め切り、翌月10日に振込により支払う。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

- 2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その写しを開設者に届出なければならない。
- 3 卸売業者は物品を買付したときは、販売元に対し毎月月末に締め切り、翌月25日に振込により支払う。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

(出荷奨励金の交付)

第24条 卸売業者は、当該卸売市場における花き等の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を交付しようとするときは、その額（消費税額及び地方消費税額を含む。）又は率及び交付の方法に関し、あらかじめ開設者の承認を受けなければならない。

- 2 開設者は、前項に規定する出荷奨励金の交付が卸売業者としての財務の健全を損ない、又は市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、前項の承認をしてはならない。

(委託手数料)

第25条 卸売業者が市場における委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を乗じた金額を上乗せした金額をいう。）に次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とし、委託手数料についてインターネットや場内掲示等適切な方法により公表する。

100分の10

(買受代金の支払義務)

第26条 買受人等は卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた後、毎月10日、20日、末

日に締め切り、締め切り後10日以内に買受けた花き等の代金（買受けた額に消費税額及び地方消費税額を乗じた金額を加えた額とする。）を振込により支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書きの特約は、その他の買受人等に対して不当な差別的な取扱いとなるものであってはならない。

第4章 卸売等の業務に関する品質管理

（花き等の品質管理方法）

第27条 開設者は、卸売業者、その他の市場関係事業者と連携して、市場内における卸売の業務に係る物品の品質管理の方法の向上に努めるものとする。

- 2 卸売業者は、卸売の業務に係る施設に、品質管理責任者を定めて、開設者に届出なければならない。
- 3 卸売業者は、卸売の業務に係る施設に、前項の規定により届出た品質管理責任者の氏名を、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 卸売業者は、次に掲げる品質管理の方法に従って業務を行わなければならない。
 - (1) 高温下等に花き等を長時間放置しないこと。
 - (2) 花き等の適切な温度管理を行うこと。
 - (3) その他花き等の品質管理の高度化を図るために必要な措置を講ずること。
 - (4) 使用施設及び機械器具類等を清潔に保つこと。

第5章 管理

（報告等）

第28条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人、出荷者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し指導及び助言、報告及び検査等を行うことができる。

- 2 前項に基づき市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、それぞれ当該人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申入れることができる。

（市場秩序の保持等）

第29条 市場の入場者は、市場において秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 市場の入場者は自己の商品、容器、その他の物件を整理し、市場施設の清潔の保持に努めなければならない。
- 3 前2項の規定に関し、開設者は必要であると認めるときは、市場の入場者に対し、入場の制限等適切な措置をとることができる。

第6章 雑則

（規則への委任）

第30条 前各条に定めるもののほか、運営に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第31条 この業務規程の施行に関して必要な事項は開設者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この業務規程は、令和 2年 8月20日から施行する。